

たかつきエコオフィスプラン
(令和3～12年度)

令和5年3月改訂
高槻市

— 目次 —

第1章 計画策定の趣旨

1 背景.....	1
2 目的.....	1
3 計画の位置付け	2

第2章 基本的事項

1 対象となる範囲	3
2 計画期間	3
3 対象とする温室効果ガス.....	4

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減目標	5
2 個別の取組目標	6

第4章 具体的取組

1 施設の低炭素化に向けた取組.....	7
2 公用車等の低炭素化に向けた取組.....	8
3 省資源の取組.....	9
4 廃棄物量の抑制	10
5 グリーン調達の推進	10

第5章 計画の推進、点検体制

1 推進・点検体制	11
2 結果の公表.....	12

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

1999（平成11）年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」と言います。）に基づき、地方公共団体は自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、公表することが義務付けられました。これを受けて、本市では、2000（平成12）年に「たかつきエコオフィスプラン」を策定し、以降、改定を行いながら取組を進めてきました。

この度、前計画が目標年度を迎えようとしていること、国の「地球温暖化対策計画※」において地方公共団体に大幅な温室効果ガス排出量の削減目標が設定されていることを踏まえ、新たな「たかつきエコオフィスプラン」を策定することとしました。

※ 地球温暖化対策計画

我が国では、「パリ協定」の採択を受け、「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針」を決定し、その後、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。「地球温暖化対策計画」では、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%削減することを目標とし、部門別で見ると、地方公共団体の事務・事業の多くが含まれる「業務その他部門」は、51%削減することが目標とされています。

表1 たかつきエコオフィスプランの策定状況

2000（平成12）年度	「たかつきエコオフィスプラン」策定
2005（平成17）年度	「たかつきエコオフィスプラン（後期プラン）」策定
2010（平成22）年度	「たかつきエコオフィスプラン（平成23～27年度）」策定
2015（平成27）年度	「たかつきエコオフィスプラン（平成28～令和2年度）」策定

2 目的

本計画は、本市が市内における一事業者として、温室効果ガス排出抑制のための措置など、率先して環境に配慮した活動を実行することにより、市民・事業者の温室効果ガス排出抑制や環境負荷の低減への自主的な取組を促し、もって、地球温暖化対策の推進に資することを目的とします。

3 計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 1 項に基づき都道府県及び市町村が定めることとされている、地方公共団体実行計画(事務事業編)として策定します。

また、本市の最上位計画である「第 6 次高槻市総合計画」、上位計画である「第 2 次高槻市環境基本計画」の下に本計画を位置付け、地方公共団体実行計画(区域施策編)である「第 2 期たかつき地球温暖化対策アクションプラン」と連携を図るとともに、関連計画である「高槻市一般廃棄物処理基本計画」とも整合・連携を図ります。

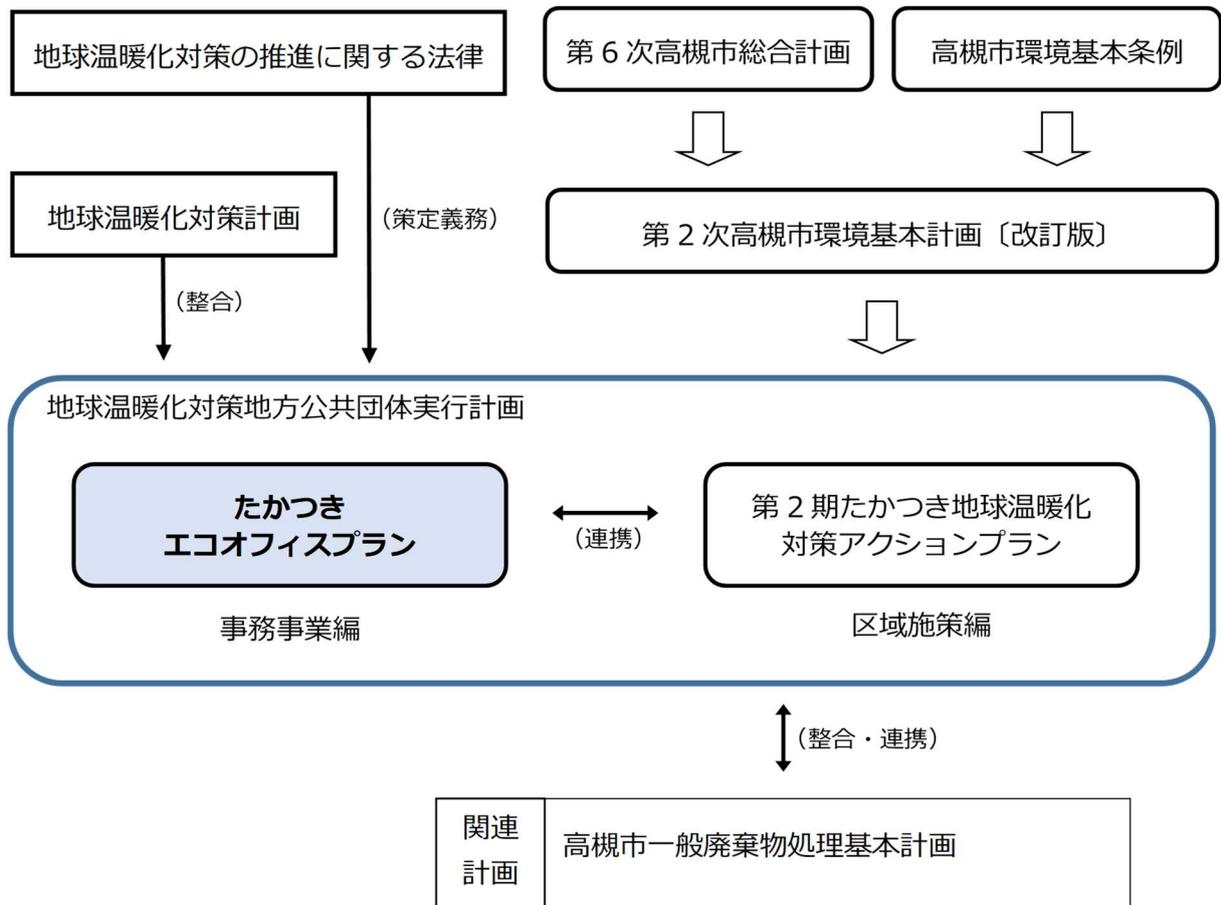


図 1 たかつきエコオフィスプランの位置付け

第2章 基本的事項

1 対象となる範囲

この計画の対象範囲は、市（行政委員会及び公営企業を含みます。）が行う全ての事務及び事業活動とします。

対象となる範囲
市長部局
会計課
議会事務局
行政委員会（教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、農業委員会事務局、 公平委員会事務局）
公営企業〔水道事業（水道部）、自動車運送事業（交通部）〕
消防本部
指定管理者制度導入施設

なお、対象施設の中で指定管理者制度等により実施する事業等についても原則として本計画の対象としていますが、一部の取組目標の把握は対象外とします。また、具体的取組については、受託者等に対して協力を要請することで取り組むものとします。

2 計画期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。なお、計画期間内においても本計画の進捗状況や、社会情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

3 対象とする温室効果ガス

本計画で削減の対象とする温室効果ガスは、市の事務事業活動に伴い発生・排出されるエネルギー起源※の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素とハイドロフルオロカーボンとします。

一般廃棄物の焼却に伴い発生・排出される非エネルギー起源の二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素については、市民・事業者等市域全体としての課題であるため、一般廃棄物処理基本計画で取り組むこととし、本計画での削減の対象外とします。ただし、温対法及び大阪府温暖化の防止に関する条例（以下、「府温暖化防止条例」と言います。）の範囲で管理を行います。

なお、温対法に基づく温室効果ガスは、上記以外にパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素も含まれますが、本市の事務事業から排出されることは想定されないため、削減の対象外とします。

表2 対象とする温室効果ガス

削減対象	ガスの種類	主な排出源	本市の該当する活動内容
対象	二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼など	灯油、ガソリンやガス等の使用のほか、化石燃料により得られた電気の使用により排出
	メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど	自動車の走行により排出
	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、工業プロセスなど	
対象外	代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン (HFC) 類	自動車エアコンからの排出
		パーフルオロカーボン (PFC) 類	本市の事務事業での排出は想定されない
		六ふっ化硫黄 (SF ₆)	
	三ふっ化窒素 (NF ₃)		

※ エネルギー起源（の温室効果ガス）

燃料の燃焼や、供給された電気や熱の使用に伴って排出される温室効果ガス。なお、廃棄物の焼却、下水・し尿処理等により排出されるものは非エネルギー起源の温室効果ガスという。

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減目標

国の地球温暖化対策計画では、業務その他部門に分類される地方公共団体について、2013（平成25）年度比で2030（令和12）年度までに51%の温室効果ガスの排出量削減を求めています。そのため、本計画でも国の計画と整合を図り、削減目標を以下の通りとします。

温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに、
2013（平成25）年度比で51%削減する。

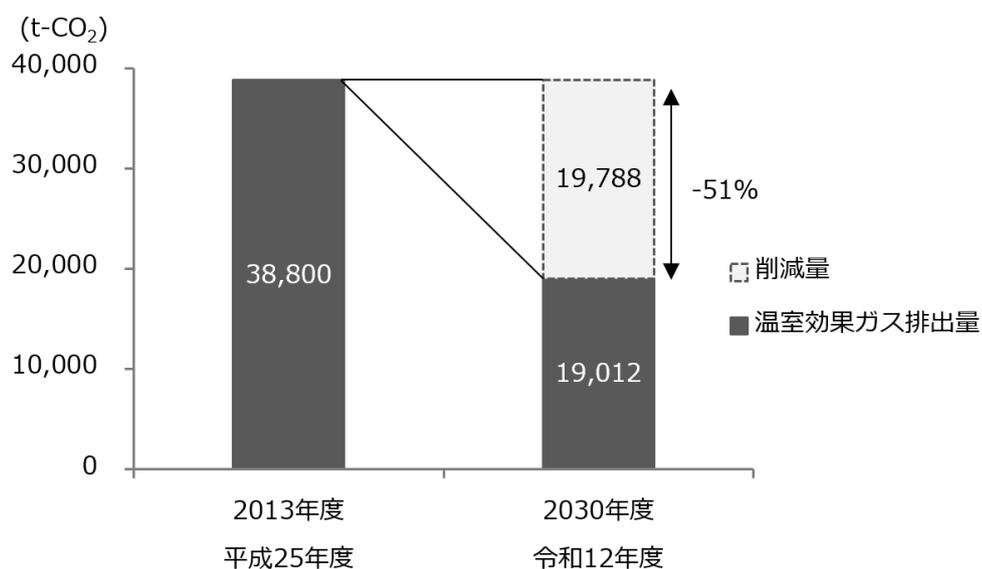


図2 温室効果ガス排出量 削減目標

2 個別の取組目標

温室効果ガス排出量削減に向けての重点的な取組については、2021（令和3）年度から次のとおり目標を設定します。これらの目標は、次章の具体的取組を推進することにより、達成を目指します。

施設の低炭素化	・施設のエネルギー使用量を2019年度から毎年1%ずつ削減する。
公用車等の低炭素化	【自動車運送事業以外の部局】 ・公用車の燃費（総走行距離÷燃料使用量）を2019年度から毎年1%ずつ向上する。
	【自動車運送事業】 ・市営バス等の燃費を2015～2019年度平均燃費以上とする。 （2015～2019年度平均 2.48 km/L）
省資源	【市長部局等】 ・紙購入量を2015～2019年度平均枚数以下とする。 （2015～2019年度平均 23,151千枚（A4換算））
	【学校園】 ・紙購入量を2015～2019年度平均枚数以下とする。 （2015～2019年度平均 52,821千枚（A4換算））
廃棄物量の抑制	【焼却ごみ量】 ・焼却ごみ量を2019年度から毎年1%ずつ削減する。
	【リサイクル率】 ・リサイクル率（紙・ビン・缶・ペットボトル等のリサイクル量÷総廃棄物量×100）を2015～2019年度の平均以上とする。 （2015～2019年度平均 24%）
グリーン調達	・備品のグリーン調達率を90%以上とする。

第4章 具体的取組

1 施設の低炭素化に向けた取組

(1) 職員一人ひとりのアクション

項目	取組内容
照明	<input type="checkbox"/> 昼休み、会議の前後など、必要な時間帯以外の消灯を徹底します <input type="checkbox"/> ノー残業デーを徹底し、残業する場合は必要部分のみ点灯します <input type="checkbox"/> 廊下などは、業務や市民の通行に支障のない範囲で間隔を空けて消灯（または間引き）します <input type="checkbox"/> 執務室では、必要最小限の範囲でのみ点灯します <input type="checkbox"/> 晴天時に日光を利用できる場所を消灯します
OA機器等	<input type="checkbox"/> 退庁時や離席時は、OA機器の電源オフ（ノートパソコンを使用しないときは、画面を閉じる）を徹底します <input type="checkbox"/> パソコン画面の輝度（明るさ）を下げます <input type="checkbox"/> パソコン・コピー機・FAX等の節電設定をします
空調	<input type="checkbox"/> 室温が、冷房時は28℃、暖房時は19℃となるよう、空調設備の温度設定を行います <input type="checkbox"/> カーテン、ブラインドを活用し、冷暖房効率の向上を図ります <input type="checkbox"/> 使用していない部屋の空調は停止します <input type="checkbox"/> 夏期のクールビズ、冬期のウォームビズを励行します
その他	<input type="checkbox"/> 給湯機の設定温度はなるべく低くして使用します <input type="checkbox"/> 階段を優先的に使用し、エレベーターの利用を控えます <input type="checkbox"/> 調理機等のガスコンロの火力を抑制し、効率的に使用します <input type="checkbox"/> 暖房付便座トイレの使用後は便座のフタを閉めます

(2) 施設管理者等の取組

項目	取組内容
庁舎管理における環境配慮	<input type="checkbox"/> エアコンのフィルターを定期的に清掃します <input type="checkbox"/> ボイラーなどを適正に運転・管理し、燃費効率の向上を図ります <input type="checkbox"/> デマンド監視装置等を活用して電力を見える化し、(夏季及び冬季における) 電力使用のピークカットを行います <input type="checkbox"/> 自動販売機については、省エネ機種への更新や台数の最小限化を検討します
省エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 施設の新築・改修時には、「環境に配慮した公共建築物整備指針」を活用し、省エネルギー設計（断熱性の向上、高効率な空調設備や給湯設備の導入、LEDなどの節電機器の導入）を行なうとともに、ZEB※に向けた検討を行います <input type="checkbox"/> 施設の大規模改修時には、ESCO事業※を検討します <input type="checkbox"/> 施設の新築・大規模改修時には、BEMS※の導入を検討します

再生可能エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 施設の新築・改修時には、「環境に配慮した公共建築物整備指針」をふまえ、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーの導入に努めます
----------------	--

※ Z E B

Net Zero Energy Building の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※ E S C O 事業

Energy Service Company の略称で、事業工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。

※ B E M S

Building and Energy Management System の略称で、ビル内の照明や空調など電気機器のエネルギー使用量などを計測し「見える化」を図り、機器制御によってビル内の室内環境とエネルギー性能の最適化を図るための「エネルギー管理システム」のこと。

2 公用車等の低炭素化に向けた取組

(1) 職員一人ひとりのアクション

項目	取組内容
運転の工夫	<input type="checkbox"/> エコドライブを実践します ① 自分の燃費を把握しよう ② ふんわりアクセル「eスタート」 ③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 ④ 減速時は早めにアクセルを離そう ⑤ エアコンの使用は適切に ⑥ ムダなアイドリングはやめよう ⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう ⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備 ⑨ 不要な荷物はおろそう ⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう (エコドライブ普及連絡会より)
自動車の利用の見直し	<input type="checkbox"/> 近距離は徒歩・自転車で移動します <input type="checkbox"/> 公用車の相乗りや合理的な経路で使用します <input type="checkbox"/> 出張時は、公共交通機関を積極的に利用します

(2) エコカー※の導入

項目	取組内容
自動車運送事業以外	<input type="checkbox"/> 新たに導入する場合は、ニーズに合致する車種がない又は特殊な用途に使用する場合を除き、必ずエコカーとします <input type="checkbox"/> ゼロエミッション車 (Z E V) ※の率先導入を進めます

自動車運送事業	<input type="checkbox"/> 新たに導入する場合は、ニーズに合致する車種がない又は特殊な用途に使用する場合を除き、必ずエコカーとします <input type="checkbox"/> ゼロエミッション車（ZEV）の導入を検討します
---------	---

※ エコカー

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」中の特定調達品目に定められた新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しく環境負荷の低減を実現した自動車のこと。具体的には、電気自動車、ガソリン自動車（一定の排出ガス基準、燃費基準を満たす車種）、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素自動車、クリーンディーゼル自動車（乗用車）、天然ガス自動車、重量車（路線バス等については、一定の排出ガス基準、燃費基準を満たす車種）などです。

※ ゼロエミッション車（ZEV）

Zero Emission Vehicle（ゼロ・エミッション・ビークル）の略称で、温室効果ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車、水素自動車のこと。

3 省資源の取組

(1) 職員一人ひとりのアクション

項目	取組内容
日常業務のペーパーレス化の推進	<input type="checkbox"/> 庁内LAN（メール・ファイルサーバ）を活用し、電子媒体での情報共有、資料の共有化を図ります <input type="checkbox"/> 可能な限り電子決裁を利用します <input type="checkbox"/> 部長級以上の会議では、ノートパソコンの持込やタブレットの利用によるペーパーレス化を図ります。また、電子会議室等の利用も検討します <input type="checkbox"/> 課長級以下の会議では、電子会議室を積極的に利用します。なお、対面での会議の場合においても、ノートパソコンの持込やプロジェクタによるペーパーレス化を図ります <input type="checkbox"/> 課内での会議・打合せにおいても、ノートパソコンやプロジェクタの利用によるペーパーレス化を図ります
紙使用の効率化の推進	<input type="checkbox"/> 電子情報の印刷を最小限に抑えます <input type="checkbox"/> 両面印刷や集約印刷機能を活用します <input type="checkbox"/> 使用済み用紙の裏紙利用、使用済み封筒の再利用を徹底します <input type="checkbox"/> 会議は原則としてペーパーレス化としますが、やむを得ない場合は資料の部数、ページ数は最小限にする工夫をします
日常的な節水	<input type="checkbox"/> トイレ、手洗い、食器洗い、掃除等での日常的な節水を励行します

(2) 施設管理者等の取組

項目	取組内容
設備の改善による紙使用量削減	<input type="checkbox"/> コピー機やプリンタには両面印刷や集約機能のあるものを採用します

施設管理における節水	<input type="checkbox"/> 新築、改築時には、節水型機器を導入します <input type="checkbox"/> 水道使用量の定期的点検により、漏水を早期に発見し修繕を行います <input type="checkbox"/> 雨水貯留タンクを設置して散水に利用するなど雨水利用に努めます <input type="checkbox"/> トイレや洗面所では張り紙等による節水を呼びかけます
------------	--

4 廃棄物量の抑制

(1) 職員一人ひとりのアクション

項目	取組内容
ごみの減量	<input type="checkbox"/> ペットボトル飲料、缶飲料等にかえて、マイボトルを使用します <input type="checkbox"/> 会議、イベントにおける来客へのペットボトルや紙パック・紙コップでの飲料提供はやめて、繰り返し利用可能な茶器等の使用やマイボトルの持参を促します
分別	<input type="checkbox"/> ごみの分別を徹底し、リサイクルに努めます。特に、紙ごみ・不要紙等の再資源化を徹底します

(2) 調達担当者等の取組

項目	取組内容
分別	<input type="checkbox"/> 「グリーンイベントガイドライン」に基づきグリーンイベント（環境に配慮したイベント）を推進します（各種行事・イベントでのごみの発生抑制、分別及び適正な処理・処分の徹底） <input type="checkbox"/> 使い捨て製品の使用や購入を抑制します
再利用	<input type="checkbox"/> リユース掲示板「あげくれ市」を活用し、不要品のリユースを行います

5 グリーン調達の推進

(1) 調達担当者等の取組

項目	取組内容
グリーン調達	<input type="checkbox"/> 「グリーン調達方針」に基づき、グリーン調達に努めます。特に、備品類については徹底を図ります
環境に配慮した電力の調達	<input type="checkbox"/> 電気購入契約では、価格だけではなく、二酸化炭素排出係数※を考慮して事業者を選定します

※ 二酸化炭素排出係数

二酸化炭素排出原単位とも呼ばれ、電力会社が一定の電力を作り出す際にどれだけの二酸化炭素を排出したかを表す指標のこと。本係数が小さいほど、電力の使用に伴う二酸化炭素の排出量が少なくなります。

第5章 計画の推進、点検体制

1 推進・点検体制

本計画の推進及び進行管理は、環境マネジメントシステム推進会議及び同幹事会が所掌します。

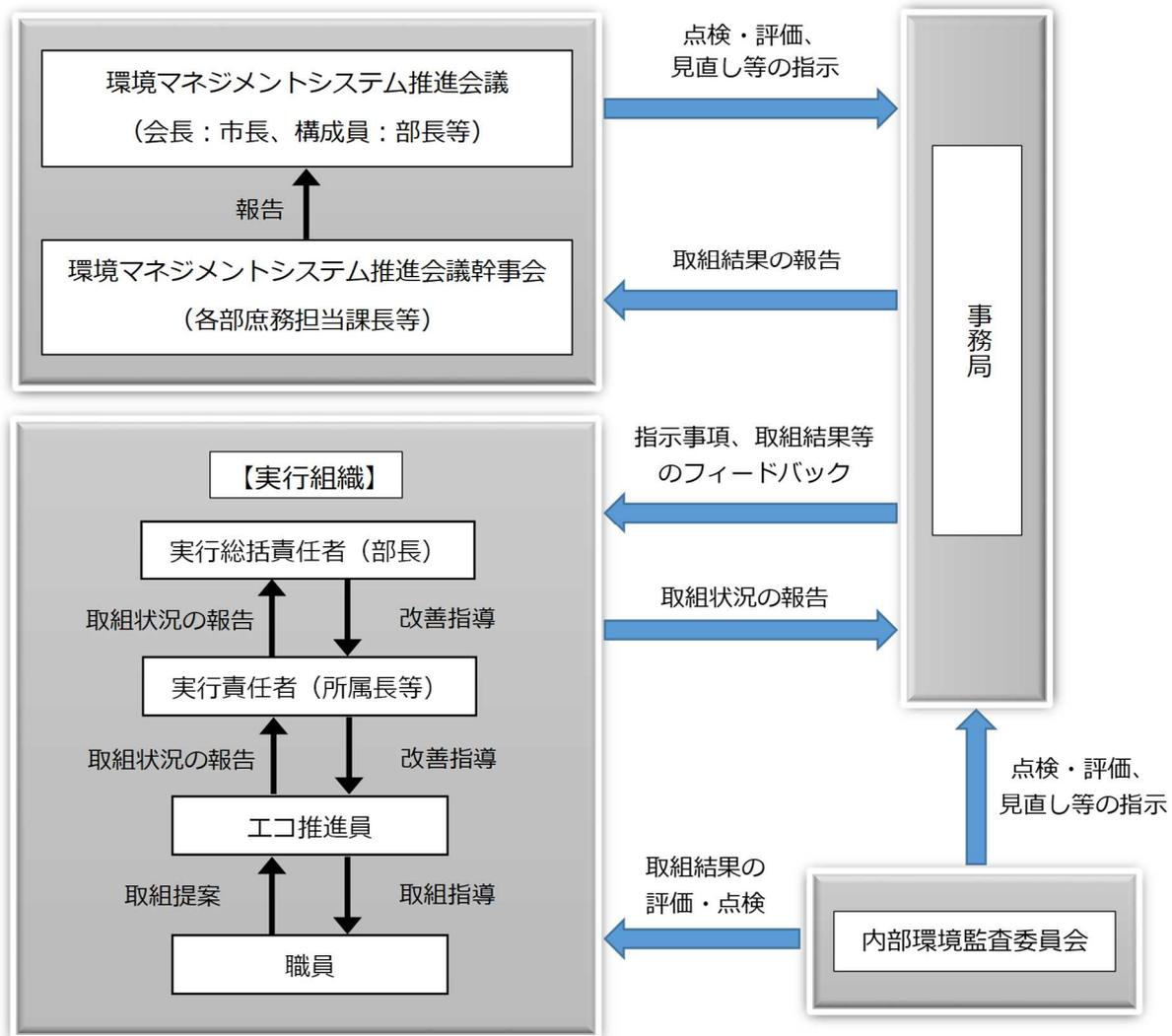


図3 推進・点検体制

- (1) 環境マネジメントシステム推進会議
 - ・市役所全体におけるエネルギー等の消費量及び取組結果の点検・評価を行います。
 - ・本計画の進捗状況の確認を行います。
 - ・取組が不十分な場合は、是正措置、取組内容の見直し等の指示を行います。
- (2) 環境マネジメントシステム推進会議幹事会
 - ・市役所全体におけるエネルギー等の消費量及び取組結果を整理し、環境マネジメントシステム推進会議へ報告します。

- ・計画の進行状況を整理し、環境マネジメントシステム推進会議へ報告します。

(3) 環境マネジメントシステム事務局（環境政策課）

- ・計画の推進及び点検体制の維持管理を行います。
- ・実行組織における取組の実施状況やエネルギー等の使用状況及び温室効果ガス排出量を取りまとめ、環境マネジメントシステム推進会議幹事会に報告します。
- ・環境マネジメントシステム推進会議や内部環境監査委員会からの指示や各種取組の結果等について、全庁的にフィードバックを行います。

(4) 内部環境監査委員会

- ・実行組織におけるエネルギー使用量等の取組結果の点検・評価を行います。
- ・取組が不十分な場合は、是正措置、取組内容の見直し等の指示を行います。

(5) 実行組織

①実行総括責任者

- ・各部局の長等が務めます。
- ・実行責任者から報告のあった取組状況を点検し、是正措置をとります。

②実行責任者

- ・各課・室の長が務めます。
- ・エコ推進員から報告のあった取組状況を点検し、是正措置をとります。
- ・年度当初には、前年度の取組状況を実行総括責任者に報告します。

③エコ推進員

- ・原則として各課・室の庶務担当チームリーダー等が務めます。ただし、出先がある課・室や、職員数が多い課・室では、複数のエコ推進員を実行責任者が選任します。
- ・所属内における取組を推進し、定められた期間ごとにエネルギー使用量等の取組状況を実行責任者に報告します。

2 結果の公表

本計画の実施状況については、環境報告書（たかつきの環境）・ホームページ等で公表します。